

# 佐倉市教育大綱（案）

- 魅力ある心豊かなふるさと佐倉の人づくり、まちづくり -

## 1. はじめに

人口減少社会の到来により、地域社会を支える基盤の脆弱化が懸念される中、個人の様々な能力を開花させ、その精神を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である教育の意義はますます高まっています。

また、過去に例を見ない社会情勢の変化に対応し、更に新たな価値を創造していくためには、進取の精神を育ててきた佐倉の歴史から学ぶところは今なお大きいものがあります。

佐倉市は、このような認識の下、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、「ふるさと佐倉」を育てる人づくりを念頭に、佐倉学を推進し、教育のさらなる充実に取り組むため、ここに佐倉市教育大綱を定めます。

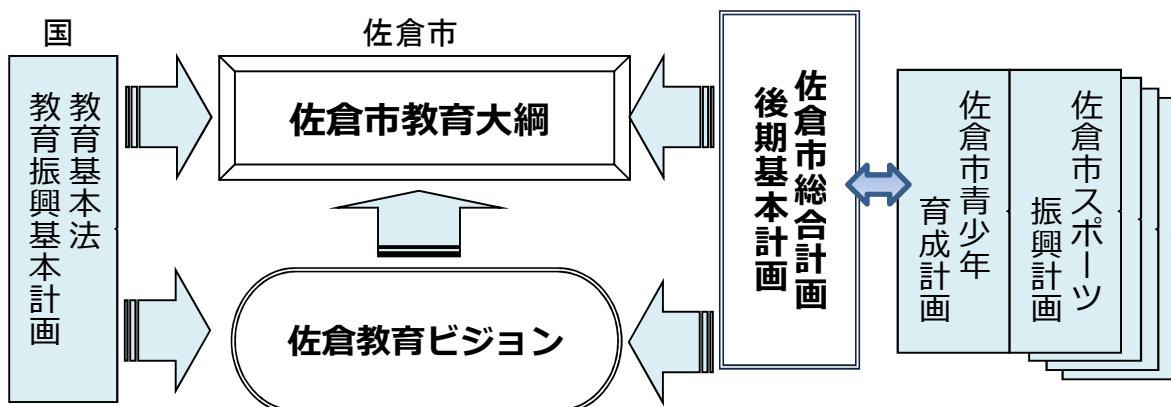
大綱の実現に当たり、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることとします。また、教育の推進に当たっては、地域社会が一体となって取り組むものとし、

## 2. 策定の趣旨及び基本的な考え方

佐倉市教育大綱（以下「大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

佐倉市においては、「佐倉教育ビジョン」及び「佐倉市総合計画 後期基本計画」とこれに関連する各個別計画において、教育、学術及び文化に関する計画がなされていることから、これらの内容を踏まえ、本市が進めるべき方針を大綱として定めることとし、その期間を後期基本計画と連動させた、平成31年度までとします。

### 各施策等の関連（イメージ）



### 3. 大綱の基本方針

#### **基本方針1 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育を充実させます**

進展する社会の中で、子どもたちが力強く生きていくために、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を育むとともに、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。

子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、いじめの防止に向けて、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。

#### **基本方針2 学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育みます**

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たしながら、連携を進めることのできる取り組みを行います。

ボランティアや地域行事への参加を積極的に推進し、世代間交流を深めながら、市全体で青少年の健全育成に取り組みます。

#### **基本方針3 生涯にわたる学びを支援し、人権・平和教育を推進します**

自ら学ぶ風土のもと、市民の多様な学習ニーズとライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境を整備し、心と体の健康づくりを推進します。併せて、市民の多様な学びを地域に活かすための仕組みを充実させます。

人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを広め、国際交流や異文化を理解するための取り組みを行います。

#### **基本方針4 歴史・文化の保全活用と芸術・文化の振興を推進します**

「好学進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に向けた取り組みを行います。

また、文化的行事の充実を図るとともに、市民の芸術文化活動を支援し、佐倉から芸術文化を創造・発信します。

平成 年 月

佐倉市長 蕨 和雄